

株式会社ビジネスサービス滋賀 安全を管理する規定

目次

第一章	総則
第二章	輸送の安全を確保するための事業の運営と方針
第三章	社長の役割等
第四章	安全管理の実施等の管理体制
第五章	安全管理の取り組み状況の点検と改善等の管理の方法

第一章 総則

(目的)

第1条 この規定（以下「本規定」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために厳守すべき事項を定め、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用目的)

第2条 本規定は、当社の旅客運送事業に係わる業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営と方針等

(輸送の安全に関する基本的な考え方「安全第一」)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分にふまえつつ、社員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する目標)

第4条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する

(輸送の安全に関する計画)

第5条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する基本的な考え方（安全第一）を記載した安全方針に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 社長の役割等

(社長の役割)

第6条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、安全管理体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第7条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任のある管理体制を構築し、輸送の安全を確保するための社内統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な管理者
- 2 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、統括し、指導監督を行う。
 - 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別紙1に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第8条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、当該管理者を解任する。
- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の業務)

第9条 安全統括管理者は、次に掲げる業務を行う。

- 2 全社員に対し、社長と共に安全方針の社内周知を行う。
- 3 社長と共に安全目標を作成、社員を指揮、指導し、安全目標の達成に向けた取り組みを積極的に行うこと。
- 4 社長と連絡を密にし、輸送の安全に関する情報を集め、社長に適時、適切に報告すること。
- 5 安全管理の取り組み体制を決め、各自の役割を定め、社内に周知する。
- 6 安全管理の取り組み状況を年に1回は点検し、その結果を社長に適時、適切に報告すること。

7 運行、整備管理者が適性に行われるよう、統括管理すること。

第四章 安全管理の実施等

(輸送の安全に関する情報の伝達および収集)

第10条 社員と安全統括管理者は、輸送の安全に関する情報が適時、適切に社内に伝わるようにするとともに、現場の声を適時、適切に把握する。また、お客様からの意見・要望を必要に応じて収集する。

(法令等の遵守)

第11条 社員は、輸送の安全に必要な関係法令、通達及び社内規定を遵守すること。

(輸送の安全に必要な手順・規則)

第12条 安全統括管理者は、本規定の写しを配布又は、掲示し、社内に周知すること。

(教育・訓練)

第13条 社長と安全統括管理者は、輸送の安全にかかわる者に対し教育、訓練を定期的実施する。教育・訓練の実施に当たっては、外部が主催する運輸安全マネジメント制度に関するセミナー、講習会等を活用することとし、具体的な計画を策定して着実に実施する。

(事故、災害等の対応連絡体制)

第14条 社員(乗務員)は、事故・災害等が発生した場合は、事故・災害等に関する報告指示を非常時連絡体制表(別紙)により、その情報を適時、適切に報告する。

- 2 社長は、自ら、又は安全統括管理者に指示する等して、前項により、報告を受けた事故について、再発防止を検討・実施する。
- 3 社長は、自ら、又は安全統括管理者に指示する等して、必要に応じて、現場からのヒヤリ・ハット情報(事故にならなかったが、「ヒヤッと」した「ハッと」したできごと)を集め、事故防止のために必要な対応策を講じる。
- 4 社長は、自ら、又は安全統括管理者に指示する等して、他の事業者の事故事例等を積極的に集め、自社の事故防止に活用する。
- 5 社長は、重大な事故等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決め、自ら、又は安全統括管理者に指示して、社内に周知する。
- 6 社長は、自ら、又は安全統括管理者に指示する等して、前第一項から第五項までの実施状況を記録し、保管する。
- 7 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故があった場合は、国土交通省へ必要な報告又は届出を行う。また、災害時により事故等があった場合は、国土交通省その他関係機関に必要な情報を行う。

第五章 安全管理の取り組み状況の点検と改善等

(安全管理の取り組み状況の点検と改善等)

第15条 輸送の安全に向け、定期的に安全管理の取り組み状況を点検し、把握した問題点を改善することが重要であり、社長及び安全統括管理者は、以下の取り組みを行

- う。
- 2 社長は、自ら、又は安全統括管理者に指示する等をして、少なくとも年に1回の安全目標の達成状況や安全管理の取り組み状況を、別に定め「安全管理の取り組み状況の自己チェックリスト」の活用等により、点検する。安全統括管理者はその結果を社長に報告する。
 - 3 社長は、前項の点検結果、問題があることが分かった場合には、必要な改善を行う。
 - 4 社長は、安全統括管理者に指示し、第2項及び第3項の実施状況を記録し、保管する。

(情報の公開)

- 第16条 輸送の安全に関する基本的な考え方(安全方針)、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計は、毎年度、外部に対し公表する。
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対して公表する

(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第17条 本規定は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、安全管理の取り組み状況の自己チェックリストの結果、安全確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況等を記録し、これを所定の場所に適切に保管する。
 - 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する記録及び保存の方法は別に定める。

安全管理規定

株式会社ビジネスサービス滋賀